

公示番号：170486

国名：東ティモール

担当部署：農村開発部 農業・農村開発第一グループ 第一チーム

案件名：国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト（コメ営農状況調査（3））

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：コメ営農状況調査
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年9月下旬から2018年1月中旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.75M/M、現地 1.17/M、合計 1.92M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 21日、国内整理 3日
 - ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 14日、国内整理 5日

本業務においては2回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣は10月、第2次派遣については11～12月を検討している。具体的な時期についてはJICAと要調整。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月6日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年9月19日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 16点

(計 100点)

類似業務	コメ営農状況調査に係る各種業務
対象国／類似地域	東ティモール／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

東ティモールにおいて、農業は非石油輸出額の約 80%を占め、就業人口の約 65%が従事する重要な基幹産業である (State Budget 2016, Budget Overview Book 1)。現在は、石油や天然ガス等の資源収入が GDP の約 80%を占める一方、これらの天然資源は早ければ 2021 年頃には枯渇する可能性があるとしており、資源産業に過度に依存する東ティモールにおいては、農業を基盤とした産業の育成を進めていくことが重要な課題である。

こうした中、東ティモール政府は、2030 年までの国づくりの基本となる「戦略的開発計画 (Strategic Development Plan 2011-2030 : SDP、2011 年) を策定し、農業セクターを重点開発分野の一つと位置付けている。同計画では、開発目標として営農技術の向上や食料生産の増加、主食であるコメの自給率向上等を掲げ、2020 年までの食料自給達成を目標としている。しかしながら、2013 年におけるコメの自給率は約 35%であり、国内のコメ消費量の約 65%を輸入米が占めている。国内のコメ生産量の低下に伴い、輸入米の流入量は年々増加を続けており、食料自給率向上に向けたコメの生産増加が急務となっている。

しかし、コメ増産を目指す上で、コメ生産農家の営農意欲低下が大きな課題となっている。コメ生産による現金収入が極めて少ないことから、農家は営農技術の改善に積極的な意義を見出せず、粗放的栽培が改善されない現状にある。更に、既存農家の耕作放棄や若年層の都市流出も進行しており、国内のコメの作付面積は 2008 年 (46,000ha) をピークにその後減少を続けている。

コメ生産による現金収入の低迷の原因として、①投入資材 (優良種子、肥料等) や栽培技術の不足、②灌漑施設の不適切な管理による取水不足、③国産米市場販売流通網の未整備、④政府による国産米買い取り制度の未整備が挙げられている。かかる状況がコメの生産性低下／低迷、国産米の流通停滞をまねき、コメ生産による農家所得低迷の原因となっている。東ティモールの食料自給向上のためには、コメの生産・加工・流通・販売のプロセスを一貫して機能させ、コメ生産を通じた農民の適切な収入を実現することにより、農家のコメ生産に対する意欲を向上させていくことが必要である。

上記に鑑み、JICA は東ティモール政府と技術協力プロジェクト「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）の実施を2016年5月に合意した。本プロジェクトでは、農業水産省（Ministry of Agriculture and Fisheries。以下、「MAF」という。）の関係各局（農業園芸普及局、灌漑水利用管理局、農業通商局）及び商工環境省各局（国家流通センター、調達・倉庫備蓄局）（以下、「C/P 機関」という。）を対象に、①選定地域コメ生産農家の営農技術の改善、②灌漑施設維持管理能力の強化、③国産米流通・販売モデルの構築、④政府による国産米買い取り／配布システムの改善に取り組むことで、東ティモールにおける国産米生産を強化し、もって農家世帯所得の向上を図る計画であり、コメのバリューチェーン全体の改善が必要となる。

本プロジェクトは、2016年9月12日から2021年9月11日まで5年間の実施を予定しており、2016年9月12日より「チーフアドバイザー」、「農産物流通・販売」及び「業務調整」の3名の長期専門家が、2017年1月上旬より「稲作技術」の長期専門家1名が派遣されている。プロジェクトの開始より6か月間をベースライン調査期間と定め、その調査の一環として、2016年10月～11月には、「コメ営農状況調査」、2017年2月～4月には、「コメ営農状況調査（2）」とそれぞれ短期専門家による現地調査が実施され、プロジェクトサイトであるブルト灌漑スキーム（バウカウ県・マナット県）及びマリアナI灌漑スキーム（ボボナロ県）におけるコメの営農状況に関する情報の一部が取りまとめられた。本調査では、上記短期専門家による前回調査の結果及び本プロジェクトによってこれまでに対象地域内において実施された農家からのヒアリング（以下、「農家対話」という。）結果を基に、農家対話結果の確認、集計、分析、加工（カルテ化）、及びこれらに関わるプロジェクトスタッフやC/Pへの指導を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、日本人長期専門家チームと協議・調整しつつ、担当分野に係る以下の調査を行う。本業務従事者は、積極的に日本人長期専門家と情報交換を行い、調査方法・収集情報・調査の進捗情報を随時共有する。また、現地調査には必要に応じて日本人長期専門家が同行する。なお、本ベースライン調査は、プロジェクト終了後のエンドライン調査も想定の上、調査手法・調査項目を設定し、調査報告書内に記すものとする。

具体的担当事項は以下の通りとする。

- (1) 第1次国内準備期間（2017年9月下旬～10月上旬）
 - ① 既存のJICA報告書、他ドナー報告書、東ティモール政府作成の関連報告書等を参照し、東ティモールの農業・農村開発セクターの現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた東ティモール農業セクターにおける協力の概要及び本プロジェクトの背景・現状を把握・分析する。
 - ② 下記10.（2）②の「コメ営農状況調査」及び「コメ営農状況調査（2）」の短期専門家による専門家業務完了報告書並びに本プロジェクトによって実施された農家対話の結果を確認・参照し、本調査にあたって残された課題と調査事項を把握し、調査方針・項目・行程を検討する。
 - ③ 下記10.（2）②の「コメ営農状況調査（2）」短期専門家が作成した Excel のデータベース内容を確認し、必要に応じて改良する。

- ④ JICA農村開発部、東ティモール事務所及び日本人長期専門家チームと連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ⑤ 現地作業工程表（案）を含むワーク・プラン（案）（和文・英文）を作成し、JICA農村開発部による確認ののち、JICA農村開発部へ提出する。併せて、東ティモール事務所及び日本人長期専門家チームにもデータを送付する。
- (2) 第1次現地業務期間（2017年10月上旬～10月下旬）
- ① 現地調査開始時に、JICA 東ティモール事務所、日本人長期専門家チーム及びC/P 機関にワーク・プランを提出・説明の上、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
 - ② 本プロジェクトが農家対話において収集した結果の確認、集計、分析、加工(カルテ化)及びこれらに関わるプロジェクトスタッフ、C/P への指導を行う。
 - ③ 上記7. (1) ③の Excel データベースを基に、C/P にも利用可能でシンプルなデータベースを必要に応じ改良し作成する。
 - ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、説明する。
 - ⑤ JICA 東ティモール事務所及び日本人長期専門家チームに現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (3) 第1次国内整理期間（2017年10月下旬）
- 第1次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）をJICA農村開発部に提出し、報告する。
- (4) 第2次国内準備期間（2017年11月下旬）
- 第1次業務時の内容を基に調査項目の整理、及びプロジェクトスタッフ並びにC/Pへの指導内容とワークプランを立案する。
- (5) 第2次現地業務期間（2017年11月下旬～12月上旬）
- ① 現地調査開始時に、JICA東ティモール事務所、日本人長期専門家チーム及びC/P機関にワーク・プランを提出・説明し、業務計画の承認を得る。
 - ② より効果的な農家対話を行うための調査項目の整理、及びプロジェクトスタッフ並びにC/Pの能力強化指導（現場指導）を行う。
 - ③ 必要に応じて第1次現地業務に係る追加の技術指導をプロジェクトスタッフ並びにC/Pに対して行う。
 - ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関に提出し、説明する。
 - ⑤ JICA東ティモール事務所及び日本人長期専門家チームに専門家業務完了報告書（和文・英文）を提出し、現地業務の結果を報告する。
- (6) 第2次帰国後整理期間（2017年12月中旬）
- 専門家業務完了報告書（和文・英文）を作成し、JICA農村開発部に対して説明・確認を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワーク・プラン（全体及び各派遣時）

和文3部：JICA農村開発部、JICA東ティモール事務所、日本人長期専門家チームへ各1部

英文4部：JICA農村開発部、JICA東ティモール事務所、日本人長期専門家チーム、C/P機関へ各1部

(2) 現地業務結果報告書（各派遣終了時）

和文3部：JICA農村開発部、JICA東ティモール事務所、日本人長期専門家チームへ各1部

英文4部：JICA農村開発部、JICA東ティモール事務所、日本人長期専門家チーム、C/P機関へ各1部

ただし、第2次現地業務結果報告書（和文）は「(3) 専門家業務完了報告書」をもって代えることとする。

(3) 専門家業務完了報告書

和文3部：JICA農村開発部、JICA東ティモール事務所、日本人長期専門家チームへ各1部

英文4部：JICA農村開発部、JICA東ティモール事務所、日本人長期専門家チーム、C/P機関へ各1部

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航路は、日本ーシンガポールーディリーーシンガポールー日本を標準とします。

ディリーから先、東ティモール国内の移動については、日本人長期専門家チームによる手配を予定します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、10月28日頃から11月7日頃まで現地の祝日にあたるため、この期間直前直後の渡航を計画することは避けてください。

② 現地での業務体制

本業務に係る日本人長期専門家の構成は、以下のとおりです。

- ア) チーフアドバイザー
- イ) 農産物流通・販売
- ウ) 業務調整員
- エ) 稲作技術

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供
- エ) 通訳備上
現地において、必要に応じて通訳（英語⇄テトゥン語）を備上予定。
- オ) 現地日程のアレンジ
第1次現地派遣開始時における各関係者との初回のコンタクトについてのみ、スケジュールアレンジを行う。農家調査において、現地調査員1名以上が同行予定。
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が、JICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・「東ティモール民主共和国 農業マスタープラン・灌漑開発計画策定プロジェクト ファイナルレポート」
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026145.html>)
- ② 本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8452）にて配布します。
 - ・「東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書」
 - ・「東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト 専門家業務完了報告書（コメ営農状況調査）」
 - ・「東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト専門家業務完了報告書（コメ営農状況調査（2））」
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、タイトルに「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。
なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。（受領と共に右に同意いただいたものとしします。）
 - ・独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程
 - ・情報セキュリティ管理細則

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求

めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。

以上